

坂祝町監査委員告示第11号

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和5年11月30日

坂祝町監査委員 森田 安夫
同 渡邊 章

記

1. 監査の種別 行政監査
2. 実施日 令和5年11月22日(水)
3. 実施場所 学校給食センター、坂祝小学校、坂祝幼稚園、坂祝中学校
4. 監査の対象 補助事業、修繕費、工事請負費等
 - ① 通帳(各種補助金関係及び学校給食センター)
 - ② 補助金清算書
 - ③ 給食費納入書類
 - ④ 扶助費関係
5. 監査の結果

各教育関係機関の補助金に係る使途の確認及び支出証拠書類等と通帳との突合を行った結果、適正に処理されていることを確認した。

各教育関係機関において、緊急性の修繕箇所が発生した場合は、子ども達の安全を第一に考えて速やかに関係課(教育課・こども課)に申し出るよう指示した。また、修学旅行委託業者の選定方法について、中学校で調査を行い3年毎に委託旅行会社をプロポーザルにて選定している旨の説明があった。

理科室及び技術室での薬品・刃物等の管理方法について口頭で調査した結果、薬品の受払・刃物の受払いは必ず行っており、保管庫等は必ず施錠している旨の説明があり、適正に処理されていることを確認した。

今年度、株式会社小西砕石工業所から中学校運動場に寄贈されたバスケットボールゴールの管理について現地確認を行った。

中学校運動場と隣地する箇所に猪が掘った痕跡が数か所あり、生徒に危害が加えられないよう対応する必要があるため、教育課と産業建設課で調整願いたい。

定期監査において保留されていた「坂祝町防犯カメラ設置及び運用に関する要項」に係る第3条の規定に定める「管理責任者」の専任について特に小学校、中学校から意見聴取した結果、中学校からは校長若しくは教頭に充てた方が、問題が生じた場合に迅速な対応ができるとの回答があり、今後小学校、幼稚園を含めて総務課で調整願いたい。

以 上